3. A Contracting Party may, by giving one year's advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten (10) year period or at any time thereafter.

4. Notwithstanding paragraph 2, in respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of ten (10) years from the date of termination of this Agreement.

5. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Area of the other Contracting Party in accordance with the applicable laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

6. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred, or to claims which had been settled, prior to its entry into force.

7. Either Contracting Party may request consultations with the other Contracting Party for the purpose of amending this Agreement, at any time or as a result of the review under Article 24. Such amendment shall be approved by the Contracting Parties in accordance with their respective legal procedures and shall enter into force on such date as the Contracting Parties may agree.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in two originals at Baghdad, on this seventh day of June, 2012, in the Japanese, Arabic and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence in interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:

長谷川　晋

For the Republic of Iraq:

Sami Al-Araji

省　令

○経済産業省令第三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般ガス事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

一般ガス事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第一条　一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の三」に改める。

第二条第一項中「第十二条」を「第十二条の三」に改める。

第六条第六項中「原価算定期間期首固定資産帳簿価額及び原価算定期間期末固定資産予想帳簿価額」を「原価算定期間内の各事業年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から六月を経過する日とした場合にあっては、その日から一年を単位とする各年）における期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額」に改める。

第十条の二第四項中「定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額」を「定めた額」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（変動額供給約款料金原価の算定）

第十二条の二　事業者は、法第十七条第一項の規定により同項の認可を受けた供給約款（第十六条の三において準用する第十二条の規定により第十六条の二第一項に規定する石油石炭税変動相当額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十七条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金（以下この条において「現行供給約款料金」という。）を現行供給約款料金（これらの規定により変更後の供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金。次条において同じ。）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次項の規定により算定する原料費の変動額（社会的経済的事情の変動による法第十七条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第四条第一項の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因するもの（以下「外生的原料費変動相当額」という。）に限る。）を基に変更しようとするときは、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額供給約款料金原価を算定することができる。

2　前項の事業者は、外生的原料費変動相当額を、社会的経済的事情の変動に伴う単価変動額及び小口部門のガス販売量（現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価（現行供給約款料金を変動額届出供給約款料金原価により算定した場合にあっては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価）に係る第三条の規定により策定されたガス需給計画のうち小口供給分に係る数値をいう。）を基に算定し、様式第六の二第一表に整理しなければならない。

3　第一項の事業者は、前項により算定した外生的原料費変動相当額を、特定変動機能別原価として、従量原価に直課しなければならない。

4　第一項の事業者は、前項の特定変動機能別原価を、特定変動小口部門原価として、小口部門原価に直課しなければならない。

5　第一項の事業者は、前項の特定変動小口部門原価を、現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価の第十一条の規定による配分方法（現行供給約款料金を変動額届出供給約款料金原価により算定した場合にあっては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価の第十一条の規定による配分方法）に基づき、供給約款料金変動額及び選択約款料金変動額に配分し、様式第六の二第二表に整理しなければならない。